

熊本県育英資金（緊急貸与）募集内容

1 制度の概要

申請者と生計を共にしている家族で、その生計を主に維持している者（以下「生計の主たる維持者」という。）の失職、破産、病気、死亡または災害等による家計急変のため、緊急に育英資金の貸与が必要となった場合は、随時申請することができます。

2 申請の資格

申請の資格は、次の各項のすべてに該当する者とします。

- (1) 生計の主たる維持者の解雇、病気又は風水害等により家計急変し、その事由が発生した時から1年以内であること。
- (2) 生計の主たる維持者が熊本県内に居住していること。
なお、生計の主たる維持者が単身赴任等により県外居住であっても、同一世帯として認めることが適当であるときは、この限りではありません。
- (3) 学校教育法による高等学校・中等教育学校（後期課程）・専修学校（高等課程）に在籍する生徒であって、育英資金の貸与が必要であると認められること。
- (4) 各世帯の家計状況が、次のアからウのいずれかに該当すること。
ア 申請者の属する世帯が生活保護法に基づく保護を受けている場合。
イ 申請者の属する世帯で収入のある者全員が、地方税法の規定により市町村民税が非課税又は減免になっている場合。
ウ 申請者の属する世帯の所得合計が、生活保護法における基準額の2倍以下の場合。
- (5) 地方公共団体、公益法人、学校法人等から現に学資の貸与を受けていないこと。
- (6) 貸与した育英資金の返還が確実と認められること。

3 貸与月額

貸与月額は、表のとおり区分ごとに3つの金額から選択できます。

区分		自宅通学	自宅外通学
高等学校 中等教育学校（後期課程） 専修学校（高等課程）	国公立	18,000円	23,000円
		13,000円	18,000円
		8,000円	13,000円
	私立	30,000円	35,000円
		20,000円	25,000円
		10,000円	15,000円

4 貸与期間

- (1) 貸与開始月は、原則として申請日の属する月からとします。
ただし、3月申請については、年度末の支払処理の関係上、3月第1週の金曜日までに当課に書類が到着した場合は3月から、3月第1週の土曜日以降に到着した場合は4月からとなります。なお、家計急変発生月からではないため、御注意ください。

- (2) 貸与期間は、原則として上記貸与開始月から採用年度の年度末までとします。
ただし、その年度末において家計急変の事由発生後1年以内の者については、「緊急貸与継続願」の提出により、翌年度末まで貸与を延長することができます。

(例1) R8.10月に家計急変発生

R9.3.5(金) 申請書類当課到着→R9年3月分から貸与開始・終了

※R9年4月分以降も希望する場合は「緊急貸与継続願」を提出し、最長R10年3月分まで

(例2) R8.10月に家計急変発生

R9.3.8(月) 申請書類当課到着→R9年4月分から貸与開始・R10年3月分で終了

5 募集期間

年間を通じて随時。

ただし、申請できるのは、家計急変が発生した時から1年以内。

6 提出書類

- (1) 育英奨学生申請書(緊急貸与)(別記第3号様式)
- (2) 育英奨学生推薦書(別記第4号様式)
- (3) 保証書(別記第5号様式)
- (4) 住民票
- (5) 所得が確認できる書類
- (6) その他基準額の算定に必要な書類
- (7) 調査等同意書
- (8) 緊急貸与申立書
- (9) 家計急変等の事由を証明する書類

※各提出書類の留意事項等は、修学貸与における提出書類を準用してください。

7 家計急変等の対象事由について

事由	内容	証明書類 (参考)
災害等	火災、風水害、震災等の災害により、世帯の支出が著しく増大又は生計の主たる維持者の収入が著しく減少した場合	・罹災証明書または新聞記事など被災したことが分かるもの
失職等	生計の主たる維持者が解雇され、または再就職したが収入が著しく減少した場合 ※自己都合による退職は除く。	・離職票 ・退職証明書 ・給与明細票(転職の場合)
死亡	生計の主たる維持者の死亡により収入が著しく減少した場合	・死亡診断書 ・住民票除票
離別	生計の主たる維持者の離別により収入が著しく減少した場合	・戸籍事項全部証明書
破産	生計の主たる維持者が事業等失敗により破産した場合 ※個人的な借用によるものは除く。	・破産申立書
病気	生計の主たる維持者の入院等により、世帯の支出が著しく増大又は生計の主たる維持者の収入が著しく減少した場合	・診断書 ・医療費の領収書等
その他	事故、倒産等の事由により、世帯の支出が著しく増大又は生計の主たる維持者の収入が著しく減少した場合	・内容を証明する公的機関が発行する書類の写し

8 選考基準

修学貸与の家計基準内にあり、かつ、家計急変等により修学が困難であり、緊急に育英資金の貸与が必要であると認められること。